

**チオベンカルブの食品健康影響評価に関する審議結果（案）  
についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成19年11月1日～平成19年11月30日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p><b>【意見1】</b></p> <p>13ページ「6. 作物残留試験（2）魚介類における最大推定残留値」について</p> <p>評価書では、環境中予測濃度及び生物濃縮係数を基に魚介類の最大推定残留値を 0.045 ppm としていますが、本市がこれまで検査した結果、魚介類であるシジミから、最大 0.6 ppm の検出が見られました。</p> <p>また、文献から宮城県においてシジミから最大 5.24 ppm、石川県においてフナから、0.73 ppm、コイから 0.5 ppm、栃木県のオイカワから 0.5 ppm、神奈川県のアユから 0.11 ppm が検出されたと報告がされています。</p> <p>シジミでは、環境中予測濃度及び生物濃縮係数から推定した値の 116 倍の値となっていることから、一時的ではあると思われるものの、推定値をはるかに超えて残留する可能性があると思われます。</p> <p>つきましては、残留実態データを収集したうえで、魚介類における最大残留値を見直していただき、残留実態に即した評価を行っていただきますようお願いいたします。</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>チオベンカルブの魚介類における最大推定残留値は、リスク管理機関から提出を受けた</p> <p>①平成19年度厚生労働科学研究費補助金食の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」の研究班による報告書「魚介類への残留基準の設定法」、</p> <p>②チオベンカルブの水産動植物被害予測濃度（水産PEC）及び生物濃縮係数（BCF）の資料を基に算出しております。</p> <p>なお、頂いた御意見についてはリスク管理機関である厚生労働省へもお伝えさせていただきます。</p>

**【意見2】**

意見:魚介類での推定残留値の算出において、水濁PECを採用するか水産PECを採用するか、いずれか明確でない。

理由:本年7月に実施されたクミルロンに関するパブコメ募集では『7. 魚介類への推定残留量本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度及び生物濃縮係数から以下の通り推定残留量を算出した。』(すなわち水産PECを採用)とあったが、チオベンカルブでは、その農薬評価書p16に『(2)魚介類における最大推定残留値チオベンカルブの公共用水域における環境中予測濃度(PEC)及び生物濃縮係数(BCF)を基に、魚介類の最大推定残留値が算出された。』とあり、水濁PEC値が採用されている。

**【回答2】**

公共用水域における環境中予測濃度(PEC)には、「水産動植物被害予測濃度(水産PEC)」と「水質汚濁に係る環境中予測濃度(水濁PEC)」がございますが、農薬評価書(16ページ)では、平成19年度厚生労働科学研究費補助金食の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」の研究班による報告書「魚介類への残留基準の設定法」を参考に、水産PEC及び生物濃縮係数を基にして最大推定残留値を算出しております。

なお、いただいた御意見を踏まえまして、農薬評価書の表記を修正し、水産PECを用いたことを明記させて頂きました。